

研究員レポート：「ESG説明会」実施に関する報告状況

2018.09.26

当レポートでは2017年12月末時点で統合報告書を発行している411社のレポート内容を分析し、その動向・潮流等を広く発信することを目的としている。今回は、統合報告書発行企業における「ESG説明会」の実施に関する報告状況について考察する。

レポート サマリー

- ESGに関する説明会実施企業は19社
- 2018年に初めて説明会を開催した企業は6社
- 説明会における質疑応答を自社サイトに掲載する企業は8社、動画を掲載する企業は4社

日本取引所グループは、コーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」という）の改訂に係る有価証券上場規程の一部改正を行い、2018年6月1日より施行された。今回の改正は、企業と投資家との対話を通じコーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくことを目的とし、CGコードの第3章「考え方」において、「非財務情報」にいわゆるESG要素に関する情報が含まれることを明確化している。

多くの企業はこれまで、機関投資家をメインの対象とした短期から中期の業績に関する「決算説明会」を実施してきた。しかし、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が投資対象の判断において重要性を増す中で、ガバナンスを始めとするESGの取り組みなどの「非財務情報」に対する機関投資家の関心が高まり、短期的な財務の状況を説明するだけでは時代の要請に応えられなくなってきた。これらの要請に応えるために、財務情報と非財務情報を統合的に示し、自社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を説明しようとする開示ツールが統合報告書である。

企業の中には、統合報告書などによって中長期における企業の持続的な成長と企業価値の向上について説明するばかりでなく、ESG説明会を実施し積極的に外部のステークホルダーと「非財務情報」についても対話を推進しようとする例が見受けられる

ようになっている。そのため、今回の調査では、統合報告書を発行している411社中、WEBサイトでESG説明会の実施報告や各種情報を掲載している企業を確認し、その報告状況について分析した。

調査の結果、17社の企業がWEBサイト上でESG説明会の実施を報告しており、上記の411社の他に、統合報告書は発行していないがESG説明会を開催していた企業も2社存在した。これらを含めて19社を調査対象としたところ、18社が説明会で使用した資料を自社のホームページに掲載していた。なお、今回の調査対象企業は全ての企業がWEBサイトにおける機関投資家・株主向けページでESG説明会の実施を報告していたため、説明会の主なターゲットは機関投資家・株主であったものと推察される。

これらの企業のうち、2018年に初めてESG説明会を実施した企業は6社あった。2017年に実施した企業は13社（2018年の実施について自社WEBサイトに掲載していない企業も含む）、そのうち2016年から継続して実施している企業は5社であった。

下表の通り、ESG説明会の資料の中で統合報告書について言及している企業は5社あった。味の素は、2014年から4回にわたりESG説明会を実施しており実施企業の中でも先駆的企業と位置づけられるが、

【ESG説明会と統合報告書の関連】

統合報告書との関係に言及	5
統合報告書未発行	2

同社は全4回のESG説明会と統合報告書の位置づけの変化について説明会の資料※に記載している。同資料によれば、3回目まではESG説明会と統合報告書は独立したツールとしての位置づけであったが、4回目以降はESG説明会を「掲載内容からテーマを選定し、説明・体感してもらうことによる理解向上」を図るリアルなコミュニケーションの場とし、統合報告書は「全社の定量目標に対する進捗報告」を行う会社からの情報発信のツールとして捉え、「統合報告書を軸に、『説明会』・『冊子』という異なる形式でコミュニケーションを行う」と表明している。統合報告書発行企業におけるコーポレートコミュニケーションのあり方を考える上で、統合報告書を軸としESG説明会をステークホルダーと企業との相互理解のための対話の場として捉える考え方は、今後ESG説明会の実施を検討しようとする企業にとって参考となろう。

さらに、今回調査対象とした企業では、ESG説明会の実施後に同説明会の動画や質疑応答の議事録をWEBサイトに掲載する例があり、ESG要素の積極的な情報開示とESGに関する対話を推進しようとする姿勢が見てとれた。説明会の登壇者は、経営陣が登壇するケースが多く見られるが、CSRや人事といった説明会のテーマを担当する事業部門の役職者などの従業員や、株主の代弁者としての機能を期待される社外役員が登壇し、組織全体に統合思考が浸潤していることを表現しようとするケースが見られた。この証左として、説明会資料から読み取れる主な項目は具体的なESG活動を取り上げる例が多く、企業側は説明会を、事業とESG活動が密接に関連していることを参加者に体感してもらうリアルなコミュニケーションの場として活用している様子が伺えた。

近年、気候変動や人権分野に関連し、複数の機関投資家が連携して累計での保有株式割合を背景に

共同で企業との対話に臨む「集团的エンゲージメント」の事例が始まり、企業としても対応が求められるケースも出てきている。一方、ステークホルダーの情報ニーズは多様で、それぞれに異なる要請が存在し、これら個別の情報ニーズへ対応することの重要性にも配慮していく必要がある。今回調査したESG説明会実施企業は、統合報告書などの開示ツールを発行するだけにとどまらず、長期的な企業価値向上に向けた取り組みをテーマとしたESG説明会という場を設けることで、機関投資家からステークホルダーの多様なニーズに積極的に対応し、対話を通じてより客観的で透明性の高い企業運営に活用しようとしているといえよう。上述のCGコードの改訂に併せ、金融庁では「投資家と企業の対話ガイドライン」を公表し、建設的な対話によるコミュニケーションを推進している。当ガイドラインでは、「対話に当たっては、形式的な対応を行うことは適切でなく、個々の企業ごとの事情を踏まえた実効的な対話を行うことが重要」としている。真の企業価値判断において「非財務情報」におけるESG要素の重要性が増し、開示への要請は高まってきている。このような中、企業は統合報告書などのツールによって情報発信を行うと同時に、制作したツールを活用し外部のステークホルダーとの建設的な対話にも取り組む事例が今後も増加することを期待する。

※https://www.ajinomoto.com/jp/ir/event/esg_briefing/main/09/teaser/items1/01/linkList/0/link/Presentation_J_20180410.pdf

【登壇者属性】（複数項目選択）

社内役員	14
社内従業員	8
社外役員	2
社外ステークホルダー	1

【説明会資料の主な項目】（複数項目選択）

ESG活動	14
持続的な成長に向けた戦略	10
ガバナンス	6
人材関連	5
研究開発	3
統合報告書の注力ポイント	2
リスク・コンプライアンス	2
持続可能性と財務戦略	1

【WEBサイトでの情報開示】（複数項目選択）

説明会資料をWEBサイトへ掲載	18
質疑応答をWEBサイトへ掲載	8
説明会動画のWEBサイトへの掲載	4